平成２６年（フ）第２４４号
静岡県富士市厚原338番地の３
破産者　西尾　成正
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部
平成２７年（フ）第２８号
和歌山市布引865番地の６　アベニュー名草215、居所和歌山県海南市名高534―５ナビオミカサ403号室
破産者　カットスタジオ拓こと　山本　　拓
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２７年（フ）第２３５号
岡山県倉敷市東塚５丁目17番55号
破産者　水元　文男
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２７年（フ）第１５号
高知県安芸郡馬路村大字魚梁瀬10番地25、住民票上の住所高知県安芸郡馬路村大字魚梁瀬10番地150
破産者　井上洸士郎
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係
平成２７年（フ）第１９３号
（旧住所）長崎県佐世保市三浦町２番28号ベイサイド戸尾401
破産者　川島　澄子
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第２１９号
山口県玖珂郡和木町和木１丁目５番25―１号グリーンハイツＡ102、開始決定時の住所大分市大在北１丁目５番27号
破産者　吉田　裕子（開始決定時の姓新川）
１　決定年月日　平成28年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第４５６７号
東京都豊島区東池袋３丁目７番７号
破産者　株式会社福地製作所
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２６年（フ）第６４５９号
神奈川県逗子市桜山５丁目５－２
破産者　冨満　要輔
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第２４７９号
東京都板橋区徳丸２丁目27―10―203、開始決定時の住所東京都板橋区高島平２丁目22―８
破産者　津幡　靖光
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第２８８５号
神奈川県大和市下鶴間1900―35、開始決定時の住所東京都町田市つくし野２丁目９―13
破産者　出口　茂稔
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第２８８６号
神奈川県大和市下鶴間1900―35、開始決定時の住所東京都町田市つくし野２丁目９―13
破産者　出口　尚子
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第３６４６号
埼玉県川口市桜町３丁目８番16号
破産者　亡大熊昌直相続財産
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第４０６５号
東京都府中市宮町２丁目１－９―502、開始決定時の住所千葉県船橋市湊町１丁目１―４―1101
破産者　西村　直晃
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第５７４９号
東京都葛飾区東四つ木２丁目８番12号
破産者　有限会社イシイ玩具
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第５９１３号
神奈川県川崎市中原区新丸子町911―15―301、住民票上の住所東京都江戸川区北葛西５丁目16―11―102
破産者　石田信一郎
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第６８３３号
神奈川県相模原市中央区相模原６丁目１－７―403
破産者　西澤　道子
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第７０９１号
東京都品川区東大井２丁目３―14
破産者　松下　陽子（旧姓木村）
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部
平成２７年（フ）第７３６５号
東京都港区海岸２丁目２―11　関東港運ビル８Ｆ　管理人室
破産者　宇佐美とし子
１　決定年月日　平成28年３月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部